

ふじみ野市公共下水道事業受益者負担に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
<p>(負担金の額)</p> <p>第5条 <u>受益者が負担する負担金の総額は、次に掲げる単位負担金額(受益者が負担する1平方メートル当たりの金額をいう。次項において同じ。)に、当該受益者が前条第1項の規定による公告の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で、同項の規定により公告された区域内のものの面積を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>旧上福岡市市街化区域 270円</u></p> <p>(2) <u>旧大井町市街化区域 390円</u></p> <p>(3) <u>旧上福岡市市街化調整区域 740円</u></p> <p>(4) <u>旧大井町市街化調整区域 1,010円</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、旧暫定逆線引き区域(昭和59年埼玉県告示</p>	<p>(負担金の額)</p> <p>第5条 <u>受益者が負担する負担金の総額は、次に掲げる金額に、当該受益者が前条第1項の規定による公告の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で、同項の規定により公告された区域内のものの面積を乗じて得た額とする。ただし、暫定逆線引き区域(昭和59年埼玉県告示第1850号により決定された区域をいう。)の土地については、第1号に掲げる金額を乗じるものとする。</u></p> <p>(1) <u>市街化区域</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>旧上福岡市分</u></p> <p style="padding-left: 4em;"><u>1平方メートル当たり 270円</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>旧大井町分</u></p> <p style="padding-left: 4em;"><u>1平方メートル当たり 390円</u></p> <p>(2) <u>市街化調整区域</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>旧上福岡市分</u></p> <p style="padding-left: 4em;"><u>1平方メートル当たり 740円</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>旧大井町分</u></p> <p style="padding-left: 4em;"><u>1平方メートル当たり 1,010円</u></p>

第1850号により決定された区域をいう。)の土地については、前項第2号に掲げる単位負担金額に当該土地の面積を乗じて得た額とする。

- 3 前2項の規定により算出した負担金の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(負担金の徴収及び納期等)

第7条 (略)

- 2 前項の規定により分割徴収する各年度における負担金の額(以下この項において「分割金額」という。)は、第5条の規定により定められた負担金の額(第9条第2項の規定により負担金の減額をする場合においては、減額後の額)を前項の分割年数で除して得た額とする。この場合において、分割金額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数は、最初の年度に係る分割金額に合算するものとする。

3～6 (略)

附 則

(適用除外)

- 3 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業に伴い下水道法第2条第3号イに規定する公共下水道を整備した土地については、この条例の規定を適用しない。

- 2 前項の規定により算出した負担金の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(負担金の徴収及び納期等)

第7条 (略)

- 2 前項の規定により分割徴収する各年度における負担金の額(以下この項において「分割金額」という。)は、第5条第1項の規定により定められた負担金の額(第9条第2項の規定により負担金の減額をする場合においては、減額後の額)を前項の分割年数で除して得た額とする。この場合において、分割金額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数は、最初の年度に係る分割金額に合算するものとする。

3～6 (略)

附 則

(適用除外)

- 3 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業を施行した土地については、この条例の規定を適用しない。

ふじみ野市公共下水道事業受益者負担に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
<p>(負担金の額)</p> <p>第5条 受益者が負担する負担金の総額は、次に掲げる単位負担金額(受益者が負担する1平方メートル当たりの金額をいう。次項において同じ。)に、当該受益者が前条第1項の規定による公告の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で、同項の規定により公告された区域内のものの面積を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 市街化調整区域 1,240円</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(負担金の額)</p> <p>第5条 受益者が負担する負担金の総額は、次に掲げる単位負担金額(受益者が負担する1平方メートル当たりの金額をいう。次項において同じ。)に、当該受益者が前条第1項の規定による公告の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で、同項の規定により公告された区域内のものの面積を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 旧上福岡市市街化調整区域 740円</u></p> <p><u>(4) 旧大井町市街化調整区域 1,010円</u></p> <p>2・3 (略)</p>